

# 利用料金表 R3.4.1

## < 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅱ）連携型 >

1月につき	介護のみ利用			連携先訪問看護事業所で算定		
	負担割合			負担割合		
要介護度	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	5,697	11,394	17,091	2,954	5,908	8,862
要介護2	10,168	20,336	30,504			
要介護3	16,883	33,766	50,649			
要介護4	21,357	42,714	64,071			
要介護5	25,829	51,658	77,487	3,754	7,508	11,262

- ・月途中からの利用（契約）開始または、月途中での利用（契約）終了の場合は、所定単位数を日割り計算する。
- ・短期入所系サービス日割り 短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護  
利用時、当該月の日数から短期入所系サービスの利用日数（退所日を除く）を減じて得た日数に下記の日割り単価を乗じて得た額を当該月の金額とします。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末まで基本報酬に0.1%上乘せする。

## < 加算等 >

	負担割合			加算の説明
	1割	2割	3割	
初期加算	30円/日	60円/日	90円/日	利用開始日から起算して30日以内の期間。
総合マネジメント体制強化加算	1,000円/月	2,000円/月	3,000円/月	①他職種共同し、計画を見直し。 ②関係施設に対し、必要な情報提供。
生活機能向上加算（Ⅰ）	100円/月	200円/月	300円/月	（Ⅰ）計画作成責任者が、外部リハビリテーション事業所の理学療法士等の助言に基づき計画作成する。 （Ⅱ）居宅訪問を要件とする。
生活機能向上加算（Ⅱ）	200円/月	400円/月	600円/月	
同一建物減算 1	▲600円/月 ▲20円/日	▲1,200円/月 ▲40円/日	▲1,800円/月 ▲60円/日	事業所と同一敷地内の建物に居住している場合 月途中の利用（契約）は日割りとなる。
同一建物減算 2	▲900円/月 ▲30円/日	▲1,800円/月 ▲60円/日	▲2,700円/月 ▲90円/日	同一敷地内等の建物に利用者が50人以上居住している場合。月途中の利用（契約）は日割りとなる。
通所利用減算（要介護1）	▲62円/日	▲124円/日	▲186円/日	通所介護、通所リハビリ、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を利用した日に減算となる。
通所利用減算（要介護2）	▲111円/日	▲222円/日	▲333円/日	
通所利用減算（要介護3）	▲184円/日	▲368円/日	▲552円/日	
通所利用減算（要介護4）	▲233円/日	▲466円/日	▲699円/日	
通所利用減算（要介護5）	▲281円/日	▲562円/日	▲843円/日	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	90円/月	180円/月	270円/月	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上が100分の50以上認知症介護実践リーダー研修修了者1名以上配置等
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	120円/月	240円/月	360円/月	（Ⅰ）に加え認知症介護指導者養成研修修了者1名以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750円/月	1,500円/月	2,250円/月	①全職員に対し、計画的な研修実施。 ②情報の伝達、技術指導の為の会議。 ③全職員に健康診断を実施。 （Ⅰ）介護福祉士割合 100/60等 （Ⅱ）介護福祉士割合 100/40等 （Ⅲ）介護福祉士割合 100/30等 } その他要件による
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640円/月	1,280円/月	1,920円/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350円/月	700円/月	1,050円/月	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定額の13.7% 職員の賃金改善取組への加算。その他算定要件による。			厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施。
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定額の6.3%			職員の賃金改善の取組への加算。介護職員処遇改善加算を算定し、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を算定している等その他算定要件による。
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定額の4.2%			職員の賃金改善の取組への加算。介護職員処遇改善加算を算定している等その他算定要件による。